支 報

口即供公) (全和

1	(ふりがな) 政治団体の名称	しふたかおこうえんかい 志布たかお後後会
2	主たる事務所の 所 在 地	村山市補岡十日町7番15号
3	代表者の氏名	志布隆夫
4	会計責任者の 氏 名	宮本正樹
	事務担当者の氏名	
	宝宝	本正樹
	(電話) 02	37-55-7088

	(1741 千 万 日册底为)
政 治 団	一体の区分
□政党	□ 政治資金規正法第18条の2第
□政党の支部	1項の規定による政治団体
□政治資金団体	図その他の政治団体
	口その他の政治団体の支部
活動 🛭	区域の区分
□ 2以上の都道府県の区域等	図 同一の都道府県の区域内
資金管理団体の指定の有無	国会議員関係政治団体の区分
1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	□ 政治資金規正法第19条の7第1項第
	1号に係る国会議員関係政治団体
小 映 の 種 粨 ・・・ ト 5	□ 政治資金規正法第19条の7第1項第
公職の種類 村山市長	2号に係る国会議員関係政治団体

公職の候補者 の 氏 名

公職の種類

	原基對實	
()	一7.2.14	!
	TAR T	7R
The same of the sa		

資金管理団体の指定の期間										
令和	年	月	日から							
令和	年	月	日まで							
			·							

資金管理団体 の届出をした 者 の 氏 名 た 杯

分 山現職 口候補者等

国会議	昌関係I	女治団 体	に関する	
— Дих		適用期		
 	14 (2)	地门树	HJ	
令和	年	月	日から	
令和	在	月	日まで	
ተነ ተከ	-1-	7	ръс	

□現職

□候補者等

収支の状況

1 収支の総括表

収	入 総 額		3703 ^m
	(前年からの繰越額)		3703
	(本年の収入額)		0
支	出総額		0
翌	年への繰越額		3703

2 収入項目別金額の内訳

(1)個人0	の負担する党費	又は会費			
金	額				Ó M
員	数				0

(2) 寄附		 · · · · _					1.		
ア 寄附(イを除く。)の区分			金	額				備	考
(ア) 個人からの寄附						0	円		
(うち特定寄附)	(0)		
(イ) 法人その他の団体からの寄附		-				0			
(ウ) 政治団体からの寄附	1. · · ·		*	•		0	*		
小計 (ア)+(イ)+(ウ)						0			
(寄附のうち寄附のあっせんによるもの)	(a to the same		0)		
イ 政党匿名寄附					• 1	0	<u> </u>		
合計 (ア+イ)				<u></u>		0			

資産等の状況

1 資産等の総括表

資産等の有無								
資産等の項目別区分	有	無	備考					
ア 土地		ď						
イ建物		匝						
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権		囡						
エ 取得の価額が100万円を超える動産		図						
オ 預金(普通預金及び当座預金を除く。)又は貯金(普通貯金を除く。)		ď						
カー金銭信託		囡						
キー有価証券		Ħ						
ク 出資による権利		ď						
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金		Ø						
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金		回						
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利								
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金		Ø						

宣誓書

- 添付書類(別添のとおり)
- 1 領収書等の写し
- 2 監査意見書(政党及び政治資金団体に限る。)
- 3 政治資金監査報告書(国会議員関係政治団体に限る。)

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和 7 年 2 月 1 4日

政治団体の名称

志布 たかお後接会

会計責任者の氏名

当本工程了

※代表者の氏名

(備考)

- 1 会計責任者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、会計責任者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りでない。
- 2 政治団体の解散に伴う報告書の場合は、会計責任者の氏名の他、代表者の氏名を記載すること。また、代表者及び会計責任 者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、これらの者の代理人が提出する場合にあっては当該代理人 の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、代表者及び会計責任者本人の署名その他の措置を 講ずる場合は、この限りでない。